平成２３年（へ）第２５９号
京都市山科区小山北林町１番地の７
申立人　安永壁産株式会社
代表者代表取締役　安永　定雄
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月26日
平成24年４月27日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＷＧ76189
金額　300,000円
支払期日　平成24年３月20日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほコーポレート銀行内幸町営業部
振出日　平成23年11月21日
振出地　東京都港区
振出人　株式会社間組　代表取締役社長　小野俊雄
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第２６０号
福岡市博多区板付１丁目２番20号
申立人　有限会社第一製作所
代表者代表取締役　白木　武利
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月26日
平成24年４月27日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
為替手形　１通
手形番号　Ｓ281239
金額　559,000円
支払人　住生活グループファイナンス株式会社
支払期日　平成24年２月29日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三井住友銀行東京中央支店
振出日　平成23年10月31日
振出地　東京都渋谷区
振出人　株式会社ＬＩＸＩＬニッタン　取締役社長　板倉　秀樹
引受人　住生活グループファイナンス株式会社　取締役社長　河野　唱二
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２３年（へ）第２６１号
東京都渋谷区千駄ケ谷４丁目25番２号
申立人　株式会社フジタ
代表者代表取締役　上田　卓司
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月26日
平成24年４月27日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＧＵ47377
金額　20,000,000円
支払期日　平成24年２月29日
支払地　東京都中央区
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行新富町支店
振出日　平成23年11月30日
振出地　東京都港区
振出人　株式会社エムオーテック　常務取締役　谷口　孝夫
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＧＵ47378
金額　336,879円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２３年（へ）第２６４号
宮城県石巻市大街道東３丁目６番６号
申立人　株式会社大洋電気
代表者代表取締役　髙橋　　純
権利を争う旨の申述の終期　平成24年４月26日
平成24年４月27日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ210729
金額　260,400円
支払期日　平成23年５月31日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほ銀行本店
振出日　平成23年２月15日
振出地　東京都文京区
振出人　セイホク株式会社　代表取締役社長　井上　篤博
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第９３号
北海道帯広市新町東11丁目54番地
債務者　大須賀眞太郎
１　決定年月日時　平成24年５月１日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中島　和典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月５日午前11時25分
５　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第２１１４号
大阪市生野区巽中１―25―12　ナティーノース303号室、住民票上の住所奈良市学園南１丁目５番６号
債務者　竹田順一郎
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安部　将規
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後３時
５　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２６号
神戸市中央区神若通２丁目１番10号
債務者　山下　弘樹
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３１０号
神戸市東灘区御影塚町４丁目７番11号
債務者　江藤実希子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中尾　悦子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月25日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１００号
兵庫県宝塚市中山寺３丁目８番15号
債務者　枡井　隆司
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　曽我　智史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第１７８号
大分市大字津守385番地の３　サザンブライト津守603
債務者　横田　常子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小野　裕佳
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３３２号
大分市大字光吉2114番地の11　市営２Ａ８―116
債務者　和田　美香
１　決定年月日時　平成24年５月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月31日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１８１号
兵庫県尼崎市西立花町１丁目15番１号、住民票上の住所兵庫県西宮市上田中町３番50号
債務者　ツシマテントこと　新井　末子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係